

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和 7 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和 7 年 2 月 1 0 日

支出負担行為担当官代理

旭川開発建設部次長 須藤 慎一

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

音威子府バイパス建設事業に関わる自然環境監視

本業務は、音威子府バイパス建設事業実施箇所周辺(琴平地区、箴島地区)において、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション中川研究林(以下、「中川研究林」という。)内の自然環境保全を図ることを目的とし、監視および点検を行うものである。

(2) 業務内容

本業務は、中川研究林内の琴平地区及び箴島地区を対象として、工事用車両や建設事業関係者等の原因により中川研究林内の自然環境等の変化がないか確認するため、中川研究林内(琴平地区、箴島地区)の監視および点検を行い、報告書の作成及び調査職員への報告を行う。

自然環境監視

- ・自然環境監視点検(琴平地区・箴島地区) 7 9 回
- ・監視点検報告書作成 1 式

(3) 履行期限 令和 7 年 1 0 月 3 1 日

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号)第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること、または、令和 0 7・0 8・0 9 年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一)の申請を令和 7 年 1 月 3 1 日までに引き受理(定期受付)されている者であること。

なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受

けていること、または、令和０７・０８・０９年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）の申請を令和７年１月３１日までにに行い受理（定期受付）されている者であること。

- (3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 技術者等に関する要件
同種業務の経験を有する者であること。
- (7) 業務執行体制に関する要件
配置予定業務担当者については、以下の体制がとれること。
・業務期間内において責任者１名、担当者１名以上を配置すること。
- (8) 業務実績に関する要件
企画提案書を提出する者に対する業務実績に関する要件は、次のとおりとする。
提案者は、平成２６年度以降に完了した業務において、下記〔１〕又は〔２〕の実績を有すること。

なお、受注実績回数は問わない。

〔１〕同種業務：国、地方公共団体、研究機関、大学が発注した、北海道内における、自然環境調査又は保全に関する業務、若しくは自然環境監視点検の実績を有すること。

〔１〕類似業務：国、地方公共団体、研究機関、大学が発注した自然環境調査又は保全に関する業務、若しくは自然環境監視点検の実績を有すること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒078-8513 北海道旭川市宮前１条３丁目３番１５号

北海道開発局 旭川開発建設部 契約課 契約課長補佐

電話 0166-32-2379（ダイヤルイン）

電子メール：hkd-as-juhin@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和７年２月１０日から令和７年４月１０日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く 毎日、９時から１６時まで）

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付方法

交付場所において直接交付する。ただし、上記交付場所での交付を受けることが困難な場合（郵送等を希望する場合は、上記３（１）の担当部局に連絡すること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和７年３月３日１２時００分 上記(1)に同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）、

電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）によること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があつた場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本業務に係わる見積決定及び契約締結は、当該業務に係わる令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする（本業務にかかる見積決定及び契約締結は令和6年4月10日とするが、当該業務にかかる令和7年度予算成立が4月11日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみ契約とする）。
- (9) その他の詳細は説明書による。